

○射水市章の使用に関する取扱要綱

平成17年11月24日

告示第163号

改正 平成22年3月31日告示第91号

平成28年10月7日告示第234号

令和2年12月22日告示第264号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成17年射水市告示第1号により定めた射水市の市章(以下「市章」という。)の使用に関する取扱いについて定めるもののほか、市章の適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(取扱いの原則)

第2条 市章は、本市を表象するものであり、その取扱いについては、その意義を失ってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(対象)

第3条 市章を使用することができるものは、市内で広くその活動が認められている公共的団体とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用条件)

第4条 市章は、次の各号のすべてに該当するときでなければ、使用(類似使用を含む。以下同じ。)することができない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 市を表象する必要があるとき。
- (2) 品位を損なわないものであるとき。
- (3) 営利のために使用しないとき。
- (4) 市の事業と混同されるおそれがないとき。

(申込み)

第5条 市章を使用しようとするものは、市長に対し、射水市章使用申込書(様式第1号)に団体の活動内容を証する書類を添付し、申込みをしなければならない。

(決定)

第6条 市長は、市章の使用申込みがあったときは、その内容を審査した上で、使用の可否を決定し、その旨を射水市章使用決定通知書(様式第2号)により当該申込みを行ったものに通知するものとする。

(庶務)

第7条 市章の使用に関する庶務は、企画管理部政策推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市章の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に市章を使用しているものは、この告示の相当規定により使用決定なされたものとみなす。

附 則(平成22年3月31日告示第91号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月7日告示第234号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(令和2年12月22日告示第264号)

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

射水市長 あて

(申請者) 団体名  
代表者住所  
氏 名  
電 話

射水市章使用申込書

射水市章の使用について、射水市章の使用に関する取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 使用目的	
2 使用箇所	
3 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類 活動内容等を証する書類

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

射水市長

射水市章使用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった射水市章の使用については、射水市章の使用に関する取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 使用決定の内容

- ・承認する
  - ・承認しない
- 理 由

2 この市章の使用の対象となるものは、射水市章使用申込書記載のとおりとする。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)